

心身障害者医療費助成制度の一部負担金の負担上限額の見直しについて（改正内容）

マル障制度の一部負担は、後期高齢者の医療の確保に係る法律（以下「高確法」という。）に準拠して負担割合と負担上限額を定められています。

平成29年8月、高確法の改正により、70歳以上高齢者の高額療養費の負担限度額が見直しされました。今般、マル障における一部負担金の負担上限額についても、これに準じて、次のとおり改正されました。

(1) 自己負担上限額について

住民税課税者の方		現行制度	改正（第1段階） 平成30年8月診療分から	改正予定（第2段階） 平成31年8月 診療分から
負担割合		1割	現行どおり	現行どおり
負担 上 限 額	外来	12,000円	14,000円 (※1 年間上限 144,000円)	<u>18,000円</u> (年間上限144,000円)
	入院	44,400円	57,600円 (※2 多数回該当 44,400円)	左に同じ

住民税非課税の方：現行どおり（通院・入院とも負担なし）

※1 外来療養にかかる年間上限（新規創設）

➤1年間の外来診療にかかる一部負担額（月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額）の合計が、年間上限額（144,000円）を超えた場合は、超過した分を年間の高額医療費として助成します。

➤年間上限額の算定期間

8月1日から翌年の7月31日までの期間について行う。

※2 多数回該当（新規創設）

➤マル障対象者（課税者）で、月の高額医療費の支給対象となった回数が、対象となる療養を受けた月以前の12か月に3回以上ある場合は、4回目以降は上限額が軽減され、44,400円を超える金額を月の高額医療費として支給します。

(2) 施行時期

平成30年8月1日施行

（平成30年8月診療分から、上記の負担上限額の取り扱いになります）